

プレスリリース

令和7年12月22日

林野庁

近畿中国森林管理局

令和7年度策定の地域管理経営計画（案）及び国有林野施業実施計画（案） 並びに計画変更（案）の公告及び縦覧についてのお知らせ

近畿中国森林管理局では、福井県の越前森林計画区など7森林計画区について、令和8年4月1日からの5年間における国有林野の管理経営の考え方や伐採等の事業の量及び箇所等を定めた「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」の案を作成しました。

また、滋賀県の湖南森林計画区など5森林計画区の「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」について、伐採及び造林等の事業の見直しを行う計画変更案を作成しました。

これらの計画案について、広く国民の皆様からご意見を聴くため、下記のとおり計画書の縦覧を行いますのでお知らせします。

記

1 対象森林計画区

(1) 策定森林計画区

越前（福井県）、北伊勢（三重県）、由良川（京都府）、北山・十津川（奈良県）、
紀中（和歌山県）、高梁川下流（岡山県）、高梁川上流（広島県）

(2) 変更森林計画区

湖南（滋賀県）、尾鷲熊野（三重県）、旭川（岡山県）、吉井川（岡山県）、
瀬戸内（広島県）

2 縦覧期間

令和7年12月22日から令和8年1月20日まで

3 縦覧場所

近畿中国森林管理局のホームページ

URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/>

なお、森林管理局又は森林管理署等において縦覧を希望する場合には以下の担当者へご連絡ください。

4 意見の提出方法

(1) 意見の提出先

(郵送) 〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

近畿中国森林管理局計画課

(電子メール) kc_keikaku@maff.go.jp

(2) 意見の締切り

令和8年1月20日17時必着

(3) 意見書の記載事項

ア 意見のある森林計画区の名称

イ 意見提出者の住所、氏名

(法人等の団体は団体の名称、主たる事務所の所在地)

ウ 意見及び理由

(4) 意見の取扱い

提出された意見については、計画策定時の参考とします。

また、意見の要旨及び処理結果を計画と併せて公表（令和8年3月下旬予定）しますが、意見提出者の氏名等は公表しません。

5 その他

不明な点などについては、以下の担当者にお問い合わせください。

・地域管理経営計画とは

地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律に基づいて5年ごとに策定され、それぞれの森林計画区内の国有林について、森林資源の状況や自然条件・社会的条件を踏まえながら、森林の管理経営を行うに当たっての基本的な考え方、計画期間の5年間に実施する伐採、造林などの事業や各種の取組などがとりまとめられています。

・国有林野施業実施計画とは

国有林野施業実施計画は、地域管理経営計画に即して各森林計画区で今後5年間に森林施業（伐採、更新、林道、治山事業など）を実施する箇所（林小班）をとりまとめています。



林野庁近畿中国森林管理局 計画課

所在地：大阪市北区天満橋1丁目8番75

担当者：計画課 地域業務対策官・企画係長

電話：050-3160-6733・6740